

◎備前市病児・病後児保育所利用のしおり「利用規約」

病児・病後児保育所は、保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合、その児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

■施設名称及び連絡先

名称	位置
備前市病児・病後児保育室	備前市吉永町吉永中563番地4 吉永病院内2階

☎:090-7138-7377（直通）

問い合わせ可能な時間帯：午前7時30分～午後5時45分（月～金曜日）祝日・年末年始は除く

(<http://www.city.bizen.okayama.jp/shimin/shisetsu/yoshinagahospital/byouji.html>)



■対象児童

市内又は岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定書で締結している協定市町（岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、久米南町、美咲町及び吉備中央町）に住所を有し、次に掲げる各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、家庭での保育が困難な1歳から小学校6年生までの児童(以下「病児」)
- (2) 病気の回復期であり集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、家庭での保育が困難な1歳から小学校6年生までの児童(以下「病後児」)

■利用できる病気

- ・乳幼児が日常かかる疾病（感冒（かぜ）、消化不良症（下痢）等）
- ・その他（喘息等の慢性疾患、骨折等の外傷性疾患（ギブス固定・処置済の状態）等）

※ただし、対象児童が次のいずれかに該当する場合は、利用できません。（当日の診察により判断）

- ①感染症の診断を受けて出席停止となっている児童。
- ②診察の結果、感染症の診断を受け院内感染の恐れがあるとき。（インフルエンザ等）
- ③病状が重く、入院加療の必要があるとき。
- ④嘔吐がみられるとき。（感染性胃腸炎等）
- ⑤病児・病後児保育の実施体制の維持が困難であるとき。

■利用定員

病児及び病後児(以下「病児等」)あわせて1日につき3人まで

ただし、お預かりするお子さん同士の感染等が予想される場合には、定員以内でもお預かりできません。

■利用日時

月曜日から金曜日（祝日及び年末年始12月29日から翌年1月3日までを除く）

午前8時30分受付開始で診察後から午後5時45分まで

（午前8時45分までに来院された方は優先的に診察をします。）

■利用方法

【事前登録】

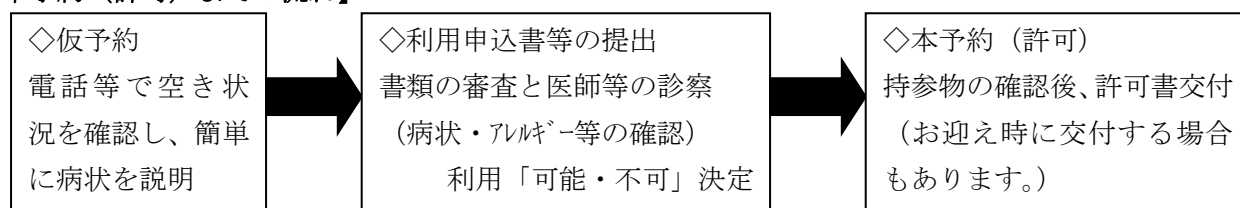
病児等保育の登録を希望する児童の保護者は、備前市病児等保育事業登録申込書(様式第1号)を提出してください。毎年度1回の利用登録が必要です。（利用登録と利用申込を同時にすることもできます。）

◇詳しくは吉永病院のホームページをご覧ください。（必要な様式もダウンロード可）

【利用申込】

利用の申込は施設に電話予約をしてから病児等保育を希望する日の午前 10 時までに、備前市病児等保育利用申込書(様式第 1 号)に必要な書類を添えて提出してください。(内容を審査し、適当と認めるときは、備前市病児等保育事業利用許可書を交付)

【本予約（許可）までの流れ】



【キャンセル】

キャンセルをする場合は、利用希望日の午前 7 時 45 分までに必ず電話連絡をしてください。

■利用の際に持参するもの

- ☐ 印鑑、☐ 健康保険証（写しでも可）、☐ 当院の診察券をお持ちの方は診察券
- ☐ 母子健康手帳
- ☐ 福祉医療費受給者証または乳幼児等医療費受給者証（写しでも可）
- ☐ 薬（医療機関等で処方されている場合）、☐ 薬服用または塗り薬使用依頼書（必要な方）
- ☐ 着替え・タオル（2～3 組）、☐ 汚れ物を入れるビニール袋
- ☐ 飲料（イオン飲料、お茶）、☐ ミルクと哺乳びん（必要な方）、☐ 食事用エプロン 3 枚（必要な方）
- ☐ 離乳食（必要な方）、☐ お弁当（アレルギー等で食事制限のある方、給食を希望しない方）
- ☐ 紙おむつ・おしり拭き（必要な方）、☐ マグマグ（必要な方）、☐ ロ拭きタオル 3 枚（3 歳以下）
- ☐ おはし・スプーン等（給食の必要な方）、☐ その他（おもちゃ、宿題、おやつ等）

※持参物には、お名前をご記入ください。

■保育利用料（個人負担）

- ・保育利用料は保育児 1 人当たり 日額 2,200 円（診察料や投薬料などは別途必要）

ただし、1 日の利用時間が 5 時間未満の場合は保育利用料を保育児 1 人当たり 1,100 円 とします。

※食事は 1 食 300 円、小学生は 1 食 400 円

（必要な方は おやつ「ゼリー・牛乳」代 1 回 100 円）

※当日 午前 9 時以降の利用受付 の場合は「午前のおやつ、食事」を用意することができません。

※その他必要となった材料等については、実費負担とします。（紙おむつ 1 枚 30 円ほか）

※保育利用料等の納入方法は、現金納付とします。（納付書により会計窓口でお支払いください。）

■保育利用料の減額

次の①②に該当する場合は、利用料の減額があります。

- ①生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により保護を受けている世帯
- ②前年度分の市民税が非課税である世帯

【申請方法】

利用料の減額を受けようとするときは、病児等保育事業利用料減額申請書(様式第 3 号)と証明する書類を提出してください。

※審査し、適当と認めたときは、保育利用料から 2,000 円を減額し、200 円となります。

■その他

- (1)緊急の場合、保護者の許可なく、医療行為を行う場合があります。
- (2)利用時間内であってもお子さんの様態の変化によりお迎えをお願いする場合があります。
- (3)診察料や投薬料、保育中医療行為が必要となった場合の医療費等は利用者の負担となります。

◇詳しくは吉永病院のホームページをご覧ください。(必要な様式もダウンロード可)